# 1 着工届等に関する法規制の概要

- (1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事において、次に掲げるものについては、消防 法第17条の5の規定により、甲種消防設備士でなければ工事を行ってはならないとされている。
  - 1. 屋内消火栓設備
  - 2. スプリンクラー設備
  - 3. 水噴霧消火設備
  - 4. 泡消火設備
  - 5. 不活性ガス消火設備
  - 6. ハロゲン化物消火設備
  - 7. 粉末消火設備
  - 8. 屋外消火栓設備
  - 9. 自動火災報知設備
  - 9の2. ガス漏れ火災警報設備
  - 10. 消防機関へ通報する火災報知設備
  - 11. 金属製避難はしご(固定式のものに限る。)
  - 12. 救助袋
  - 13. 緩降機
  - 14. 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のうち、次に掲げるもの。
    - ・パッケージ型消火設備
    - ・パッケージ型自動消火設備
    - 共同住宅用スプリンクラー設備
    - 共同住宅用自動火災報知設備
    - 住戸用自動火災報知設備
    - ・特定小規模施設用自動火災報知設備(受信機を有するものに限る。)
    - 複合型居住施設用自動火災報知設備
    - 特定駐車場用泡消火設備
  - 15. 特殊消防用設備等

これらの工事を行おうとする甲種消防設備士は、消防法第17条の14の規定により、工事に着手しようとする日の10日前までに、工事整備対象設備等着工届出書(以下「着工届出書」という。)の様式 用紙に当該工事に係る設計に関する図書を添付して、消防長又は消防署長に届け出なければならない とされている。

- (2) 次に掲げる消防用設備等の工事については、各市町等の条例等により、工事に着手しようとする日の10日前までに届け出るよう規定されており、各市町等の条例等で定められた様式用紙に当該工事に係る設計に関する図書を添付して、消防長又は消防署長に届け出なければならないとされている。
  - 1. 動力消防ポンプ設備
  - 2. 漏電火災警報器
  - 3. 非常警報設備
  - 4. すべり台、すべり棒、避難ロープ、避難はしご(固定式のものを除く。)避難橋、避難用タラップ
  - 5. 誘導灯
  - 6. 消防用水
  - 7. 排煙設備
  - 8. 連結散水設備

# 2 届出要領

- 9. 連結送水管
- 10. 非常コンセント設備
- 11. 無線通信補助設備
- 12. 非常電源
- 13. 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のうち、次に掲げるもの。
  - · 共同住宅用連結送水管
  - ・共同住宅用非常コンセント設備
  - 共同住宅用非常警報設備
  - ・特定小規模施設用自動火災報知設備(受信機を有するものを除く。)
  - 加圧防排煙設備

総合操作盤の工事着工の届出書は着工届出書を用い、着工届出書の様式用紙に準じて事務を処理する。 (2)に掲げる消防用設備等の工事に際し届出を要するかについては、各市町等により取り扱いが異なる。

# 2 届出要領

#### (1) 届出日等

着工届出書及び各市町等の条例等に基づく工事着工の届出書(添付書類を含む。以下総称して「着工届出書等」という。)は、消防用設備等又は特殊消防用設備等を新設、増設又は移設しようとする場合にあっては、消防用設備等ごとに(2)に定める基準日の、変更する場合にあっては変更工事を行おうとする日の、それぞれ、10日前までに届け出る。また、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、消防機関の了解を得て、その時点における添付書類を提出し、計画が確定した段階で差し替え等をすることができる。

#### (2) 基準日

消防用設備等ごとの基準日は次のとおり。

ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備

各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。)の取付工事又はポンプの 据付工事を行おうとする日。

イ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備及び総合操作盤

受信機(当該工事に受信機を含まないときは、感知器又は検知器)及び総合操作盤を設置しようとする日。

# ウ 避難器具

避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日。ただし、取付金具の設置を要さない工事については、避難器具本体を設置する日。

- エ 次に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
  - (ア) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行おうとする日。

(イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管(放出口を直接取り付ける放出導管を除く。)接続工事 を行おうとする日。

オ 動力消防ポンプ設備

動力消防ポンプ設備を設置しようとする日。

力 消防用水

防火水槽のコンクリート打設をしようとする日。流水を利用するときは、その配管等を敷設しようとする日。

キ 連結散水設備及び連結送水管

各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。)の取り付け工事又はポンプの据え付け工事を行おうとする日。

ク 警報設備のうち非常ベル及び自動式サイレン

起動装置(当該工事に起動装置を含まないときは音響装置)を設置しようとする日。

ケ 警報設備のうち放送設備

増幅器及び操作装置(これらを含まないときはスピーカー)を設置しようとする日。

コ 漏電火災警報器

変流器を設置しようとする日。

サ 誘導灯

誘導灯本体の取り付け工事又は配線等の工事を行おうとする日。

シ 排煙設備

排煙機の据え付け工事を行おうとする日。

ス 非常コンセント設備

非常コンセントを取り付けようとする日。

セ 無線通信補助設備及び非常電源

機器を設置しようとする日。

ソ エ以外の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

ア〜ウ及びオ〜セに掲げる消防用設備等(以下「通常用いられる消防用設備等」という。)に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、当該通常用いられる消防用設備等に準じる。

以下、この要領において当該必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、当該通常用いられる消防用設備等に準じて取り扱う。

タ 特殊消防用設備等

通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる特殊消防用設備等については、当該通 常用いられる消防用設備等に準じる。

以下、特殊消防用設備等の着工届出書の作成については、この要領に定めるほかは、消防機関との協議による。

(3) 事前打合せ

工事を行う場合、消防機関によって、技術基準、指導方針、事務処理等が異なることがあるので、 着工届出書等を提出する前に、消防機関と十分事前打合せを行ってから提出すること。

(4) 届出の単位

一の敷地内に管理について権原を有するものが同一の者である防火対象物が2以上あるときは、一括して届出してもよい。

原則として、消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して提出する。

# 3 届出書作成要領

(1) 作成要領の共通事項

ア 添付図書の種類

各消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとに、次ページの一覧表のとおり添付図書を、着工届出書等に添付する。

イ 添付図書の大きさ

添付図書は折り上げて日本産業規格(以下「JIS」という。) A 4 を原則とする。また、図面の縮尺は、100分の 1 を原則とするが、必要な内容が容易に判別できる場合は、この限りではない。

#### ウ 添付図書の編冊の順序

添付図書は、当該着工届出書等の様式用紙の次に添付するものとし、その順序は、①防火対象物 又は製造所等の概要表、②消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要表、③非常電源の概要表、④ 計算書、⑤非常電源計算書、⑥付近見取図、⑦平面図等の各設計図及び⑧使用機器図とする。

#### エ 添付図書の省略

- (ア) 消防同意の際に消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなどで、既に消防機関が保有している図書がそのまま活用できる場合や、複数の消防用設備等を同時に届け出るときは、重複する添付図書を省略することができる。
- (イ)製造所等に設置される消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る着工届出書等については、製造所の設置又は変更の許可申請で、既に次の(3)に掲げる添付図書と同一の図書を提出しているときは、当該添付図書を省略することができる。
- (ウ) 増改築等で工事の内容が軽微なものは、次の(3)に掲げる添付図書の一部を省略することができる。
- (エ) 同一の着工届出書等の中の平面図や断面図等の添付図面の内容が、その他の配線図や配管図等で明らかであれば省略することができる。

# オ 訂正の方法

着工届出書等の記載内容を訂正するときは、実線二本で抹消し訂正印を押印する。この場合の訂正印は、届け出者の印又は届け出者の委任を受けた者の印とする。

#### カ その他の作成上の留意点

- (ア) 一つの図面に2以上の設備を記載するとき、又は新設、増設部分と既存部分を一つの図面で処理するときは、色別等で容易に判断できるようにする。
- (イ) 他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置により、当該設備の設置を省略するときは、その旨記載し、色別等で容易に判断できるようにする。
- (ウ) 使用機器図は、必要な事項を記載したカタログ等をもって、これに代えることができる。
- (エ) 各添付図書に記載する機器のシンボル記号は、JIS CO303 (屋内配線用図記号) 等を用いて表示する。
- (2) 各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎の添付書類の作成要領
  - ア 消火設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス 消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用 水、連結散水設備、連結送水管)
    - (7) 防火対象物又は製造所等の概要表別記様式第1号による。
    - (イ) 消防用設備等の概要表

屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備(移動式を除く)については、別記様式第2号による。

スプリンクラー設備については、別記様式第3号及び第3-2号による。

移動式を除く不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備については、別記様式第4号による。

移動式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備については、別記様式 第4-2号による。

移動式泡消火設備については、別記様式第2号及び第4-2号による。

動力消防ポンプ設備については、別記様式第12号による。

消防用水については、別記様式第16号による。

連結散水設備については、別記様式第18号による。

連結送水管については、別記様式第19号による。

#### (ウ) 計算書

次の①から④までの事項を明記する。なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記する。

- ① 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方式
- ② 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法
- ③ 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法
- ④ 電動機等の所要容量の算出方法
- (I) 非常電源計算書

自家発電設備又は蓄電池設備の当該消防用設備等に係る容量の算出方法

(オ) 付近見取図

防火対象物又は製造所等の所在付近の略図とする。ただし、敷地が大きい場合や、同一敷地内に2以上の防火対象物があり、相互に関係がある場合には、敷地内の建物配置図も添付する。

(加) 平面図

次の①及び②の事項を明記する。

- ① 消火設備等の配置に係る階について、各階の防火区画、階段、間仕切壁、室毎の用途、パイプシャフト等の位置
- ② 消火設備等の配管系統及び各機器の種類、設備位置等の状況 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備で全域放出方式のものは、開口 部の構造及び面積が明らかになる詳細図を添付する。
- (キ) 断面図

消火設備の位置に係る階の断面を明記する。

(ク) 配管系統図

水源又は消火薬剤容器等から末端のヘッド、ノズル等の機器までの配管摩擦損失計算の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁等を明記する。

(ケ) 配線系統図及び展開図

配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記する。

(コ) 使用機器図

加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器(検定品は除く。)及び非常電源に係る機器の詳細を明記する。

(サ) その他

ハロゲン化物消火設備については、「ハロンバンクの運用等について」(平成6年2月10日付け消防予第32号、消防危第9号)6.(2)に基づいて、同通達別紙4に示された「設置ガス、補充ガス供給申請書」の承認印欄に特定非営利活動法人消防環境ネットワークが承認した旨の押印をしたものの写しを(イ)消防用設備等の概要表の次に添付する。

- イ 警報設備(自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、総合 操作盤、非常警報設備、漏電火災警報器)
  - (7) 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式第1号による。

(イ) 警報設備の概要表

自動火災報知設備については、別記様式第5号、第5-2号及び第5-3号による。 ただし、別記様式第5-3号については、配線系統図等により必要項目が明らかな場合、省略 することができる。

消防機関に通報する火災報知設備については、別記様式第6号による。

ガス漏れ火災警報設備については、別記様式第7号による。

総合操作盤については、別記様式第9号による。

漏電火災警報器については、別記様式第13号による。

非常警報設備については、別記様式第14号による。

なお、総合操作盤については、下記通知に基づく「消防防災システム評価」を受けた場合、当該評価書の写しを添付する。

- 〇「消防防災システムのインテリジェント化の推進について」(昭和62年2月17日付け消防予 第25号)
- 〇「総合消防防災システムガイドラインについて」(平成9年9月16日付け消防予第148号)
- 〇「操作盤及び総合操作盤の評価について」(平成9年7月29日付け消防予第127号)
- (ウ) 計算書

非常警報設備のうち放送設備については、スピーカーの合成インピーダンス計算書を添付する。

(I) 非常電源計算書 ア(I)に準ずる。

(オ) 付近見取図

ア(オ)に準ずるが、建物配置図には、既存設備との接続状況等を色別等により明記する。

(加) 平面図

警報設備の機器等の種類、配置、配線状況等を明記するとともに、警報設備の設置に係る階の防火区画の状況、各室の用途等も明記する。ガス漏れ火災警報設備については、ガスコックの位置、ガス機器の種類、設置場所も明記する。

ただし、漏電火災警報器については、引込線取付点から屋内分電盤までの配線と変流器及び受信機の設置位置並びに音響装置を設置した場所の用途を明記することで足りる。

(キ) 断面図

警報設備の設置に係る階の断面を明記する。(建築物の屋根の傾斜、はりの深さ、天井の形状、 高さ等について明記する。)

(ク) 配線系統図

電源系統図、設備系統図、設備図の順とし、次のとおりとする。ただし、漏電火災警報器については、引込線取付点から分電盤までの単線結線、操作電源の分岐方法、電線の太さ及び開閉器 等の容量を明記したもので足りる。

- ① 「電源系統図」には、常用電源又は非常用電源から消防用設備等に至る配線の概要を明記する。ただし、常用電源について電源系統標準図(非常電源を常用とするものを除く。)を添付した場合、又は非常電源について非常電源系統標準図を添付した場合には、当該部分の系統図を省略することができる。
- ② 「設備系統図」には、電線管の口径、配線本数、電線路の立上がり・引下げ、警戒区域、受信機、中継器、発信機、感知器、検知器等の使用機器の配置状況等を階別、系統に明記する。
- ③ 「設備図」には、設備系統図を構成する機器、配管、配線等を平面的に明記して、消火設備の設置等により感知器が省略された部分は、図面にその旨を色別等により明記する。また、既設の自動火災報知設備等がある場合は、図面にその旨を明記する。
- (ケ) 使用機器図

設備の概要及び使用機材の機能・構造等を明記する。

## ウ 避難器具

(7) 避難器具(施設)の概要表別記様式第8号による。

(化) 計算書

避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記する。なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記する。

(ウ) 付近見取図

ア(オ)に準ずる。ただし、避難器具の設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となる おそれがあるかどうか判断できる防火対象物の所在地付近の略図及び建物配置図がある場合は省略できる。

(I) 平面図

避難器具の種類、取付位置の状況等、設置に係る階の防火区画及び各室の用途を明記するとともに、階段(直通階段、避難階段又は特別避難階段の別を明記する。)、避難口、屋上広場、バルコニー、その他の避難施設の状況を明記する。

(オ) 立面図

避難器具の設置に係る部分の立面を明記する。

(加) 避難器具の設計図等

避難器具を取り付ける開口部の詳細(構造及び寸法)、避難器具の取付金具及び取り付ける部 分の詳細を明記する。なお、立面図等に明記できる場合は省略できる。

(キ) 使用機器図

使用機材の機能・構造等を明記する。

- エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
  - (ア) パッケージ型消火設備
    - ① 付近見取図

ア(オ)に準ずる。

② 防火対象物又は製造所等の概要表 別記様式第1号による。

③ パッケージ型消火設備の概要表 別記様式第10号による。

④ 平面図

パッケージ型消火設備の設置に係る階の防火区画、各室の用途等及びパッケージ型消火設備 の機器等の配置状況等を明記する。

⑤ 断面図

パッケージ型消火設備の設置に係る階の断面図を明記する。

⑥ 配線系統図及び展開図

配線の種類等及び電気系統の接続関係を明記する。

⑦ 使用機器図

ノズル、弁等に使用されている機器の詳細を明記する。

- (イ) パッケージ型自動消火設備
  - ① 付近見取図

ア(オ)に準ずる。

② 防火対象物又は製造所等の概要表 別記様式第1号による。

③ パッケージ型自動消火設備の概要表 別記様式第11号による。

4 平面図

パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の防火区画、各室の用途等及びパッケージ型自動 消火設備の機器等の配置、放出導管、同時放射区域の状況等を明記する。

⑤ 断面図

パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の断面図を明記する。

⑥ 放出導管系統図

パッケージ型自動消火設備の構成、放出導管の経路、口径等を系統的に明記する。

⑦ 配線系統図 ア(ケ)に準ずる。

⑧ 使用機器図

感知部、放出口等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記する。

## 才 誘導灯

(ア) 防火対象物又は製造所等の概要表 別記様式第1号による。

(イ) 誘導灯の概要表

別記様式第13号による。

(ウ) 付近見取図 イ(オ)に準ずる。

(I) 平面図

誘導灯の設置位置、種別(避難口、通路等の別)、種類(A級・B級・C級の別)、点灯方式、 非常照明代替の有無等を明記する。

(オ) 配線系統図

分電盤等からの配線方式、使用電線及び工事方法等を明記する。

(カ) 使用機器図

ウはに準ずる。

# 力 排煙設備

(7) 防火対象物又は製造所等の概要表 別記様式第1号による。

(イ) 排煙設備の概要表別記様式第15号による。

(ウ) 付近見取図 イ(オ)に準ずる。

(I) 平面図

排煙区域、空気流入口、排煙口及び手動起動装置の位置を明記する。

(オ) 配線系統図

分電盤等からの配線方法、使用電線及び工事方法等を明記する。

(カ) ダクト系統図

階別の平面系統及び立面系統を明記する。ただし、平面系統については、平面図に明記することができる。

(キ) 使用機器図

イ(ケ)に準ずる。

# キ 非常コンセント設備

(7) 防火対象物又は製造所等の概要表 別記様式第1号による。

(イ) 非常コンセント設備の概要表 別記様式第18号による。

(ウ) 付近見取図 イ(オ)に準ずる。

(I) 平面図

非常コンセントの設備位置を明記する。

(オ) 立面図

非常コンセント保護箱の床面からの設置位置、箱内の器具の配置状況等を明記する。

(カ) 配線系統図

次の内容を明記する。

- ① 常用電源及び非常電源の配線
- ② 開閉器等の位置、種類、容量等
- (キ) 使用機器図

保護箱、非常コンセント、遮断器等の各機器の外観図、仕様等を明記する。

## ク 無線通信補助設備

(7) 防火対象物又は製造所等の概要表別記様式第1号による。

(イ) 無線通信補助設備の概要表別記様式第19号による。

- (ウ) 付近見取図 イ(オ)に準ずる。
- (I) 平面図

(オ)の設計平面図と兼ねることができる。

(オ) 配線図

電源系統図、設備系統図、設備図の順とする。

- ① 「設備系統図」には、配線の立上がり・引下げ、機器の配置状況等について階別、系統別に明記し、各機器(構成部品)における損失、利得及びふく射レベルを明記する。
- ② 「設備平面図」には、設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記する。
- (加) 使用機器図

保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図、仕様等を明記する。

#### ケ 非常電源

(7) 防火対象物又は製造所等の概要表別記様式第1号による。

(イ) 非常電源の概要表別記様式第20号による。

(ウ) 非常電源計算書

自家発電設備又は蓄電池設備に付置されるすべての消防用設備等、その他の防災設備等の容量 計算とする。

(I) 配線系統図及び展開図 単線又は三線結線図及び制御回路図とする。

(オ) 平面図

設置場所とその周辺及び設置場所内の機器の配置、換気ダクト等の付属設備の配置を明記する。

(カ) 使用機器図

主たる機器の姿図、外観図を明記する。

# (3) 添付図書一覧表

(0)	<u> </u>						
	区 分	防火 対要物の 概象 表	当 概 該 費 の 表	計算書	非 概常 電要源の表	非 計 常電 算源 の 書	非常電源系統 又は 準気系図 標電
	屋内消火栓設備	0	0	0	0	0	0
	スプリンクラー設備	0	0	0	0	0	0
	水噴霧消火設備	0	0	0	0	0	0
着	泡 消 火 設 備	0	0	0	0	0	0
	不活性ガス消火設備	0	0	0	△注1	△注1	0
ーエ	ハロゲン化物消火設備	0	0	0	△注1	△注1	0
	粉末消火設備	0	0	△注1	△注1	△注1	0
届	屋外消火栓設備	0	0	0	0	0	0
出出	自動火災報知設備	0	0		0	0	0
-	ガス漏れ火災警報設備	0	0		0	0	0
書	消防機関へ通報する火災報知設備	0	0		0	0	0
関係	避 難 器 具		0	0			
	総合操作盤	0	0		0	0	0
	パッケージ型消火設備	0	0				
	パッケージ型自動消火設備	0	0				
	動力消防ポンプ設備	0	0				
	消 防 用 水	0	0	△注2	△注2	△注2	△注2
	連結散水設備	0	0	△注2	△注2	△注2	△注2
条	連結送水管	0	0	0	△注2	△注2	△注2
例	非常警報設備	0	0	△注3	0	0	0
等	漏電火災警報器	0	0				
付加規制	避 難 設 備 ( 器 具 )  ( すべり台・すべり   棒・避難ロープ・避難はしご(固定式を除く) 避難橋・避難用タラップ		0	0			
関	誘導灯	0	0		△注4	△注4	0
係	排 煙 設 備	0	0	0	0	0	0
	非常コンセント設備	0	0		0	0	0
	無線通信補助設備	0	0				
	非 常 電 源	0	0		0	0	

- 注1 移動式の場合を除く。
- 注2 加圧送水装置が設置されている場合に添付する。
- 注3 放送設備の場合、スピーカーの合成インピーダンス計算書を添付すること。
- 注4 別置型の場合に添付する。

付     配     取     取     取     以     共     申<	
0         0         0         0         0         0           0         0         0         0         0         0           0         0         0         0         0         0	
0         0         0         0         0         0           0         0         0         0         0         0           0         0         0         0         0         0	
0 0 0 0 0 0	
O     Δ注1     O     Δ注1     Δ注1     O	
O Δ注1 O Ο Δ注1 Δ注1 O	
O O O Δ注1 Δ注1 O	
0 0 0 0 0	
0 0 0 0 0	
0 0 0 0	
O 立 面	図
O         O         D         防災センター詳細	図
0 0 0 0	
0 0 0 0 0	
0 0 0	
O Δ注2 O O	
O Ο Δ注2 O O O	
O Ο Δ注2 O O	
0 0 0 0	
0 0 0 0	
O 立 面	図
0 0 0 0	
O         O         O         ダクト系制	図
O O 立 面	図
0 0 0 0	
O O 注5	

注5 消防用設備等又は特殊消防用設備等に非常電源を付置する場合は省略することができる。